

技 第 3 2 1 号  
令和2年10月28日

隠岐支庁各関係局長  
農林水産部各関係課長  
農林水産部各地方機関の長  
土木部各関係課長  
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長  
土木部港湾空港課長  
農林水産部漁港漁場整備課長

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和2年8月27日付け技第227号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」より行っているところですが、当該通知を以下のとおり改定するので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

1. 改定内容

○第9条（アンケート調査）について

- ・各種受注者向けアンケート調査が集約され、島根県公共工事共通仕様書特記事項（令和2年度版）へ明示されたため削除。

2. 適用

令和2年11月1日以降に起案を行う発注工事

なお、本通知日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。

3. その他

改定後の「島根県週休2日工事試行要領」は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

- ・土木部－技術管理課－01-03-361【設計積算基準関連通知】「島根県週休2日工事試行要領」

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準グループ

電話：300-2-5924/5390

農林設計基準グループ

電話：300-2-5942/5653

土木部港湾空港課

港湾整備グループ

電話：300-2-6488/5202

空港整備グループ

電話：300-2-6370/6318


農林水産部漁港漁場整備課

整備グループ

電話：300-2-5319


# 新旧対照表

## 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

旧	新
<p>第9条 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="235 400 1005 799" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(アンケート調査)</p><p>第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット側PC用直接リンクURL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>・スマートフォン用2次元バーコード</li></ul></div>	<p>第9条 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>
<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="235 919 1005 1011" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>	<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <div data-bbox="1202 914 1973 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第<del>10</del>9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>


# 新旧対照表

## 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

旧	新
<p>第9条 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="232 408 1003 805" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(アンケート調査)</p><p>第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>インターネット側PC用直接リンクURL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>スマートフォン用2次元バーコード</li></ul></div>	<p>第9条 設計変更</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>
<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="232 927 1003 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>	<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <div data-bbox="1200 927 1971 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第<del>10</del>9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>


# 新旧対照表

島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

旧	新
<p>第9条 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="255 406 1025 801" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(アンケート調査)</p><p>第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット側PC用直接リンクURL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>・スマートフォン用2次元バーコード</li></ul></div>	<p>第9条 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>
<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="255 922 1025 1013" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>	<p>第10条 提出書類の虚偽</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <div data-bbox="1220 922 1993 1013" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(提出書類の虚偽)</p><p>第<del>10</del>9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p></div>


# 新旧対照表

島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

旧	新
<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="241 406 1012 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>6 アンケート調査</p><p>週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>インターネット側 PC用直接リンク URL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>スマートフォン用2次元バーコード</li></ul></div>	<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>


# 新旧対照表

島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

旧	新
<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="248 411 1016 798" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>6 アンケート調査</p><p>週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット側 PC用直接リンク URL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>・スマートフォン用2次元バーコード</li></ul></div>	<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>

# 新旧対照表

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）

旧	新
<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月1日 試行</p> <div data-bbox="230 403 1001 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>6 アンケート調査</p><p>週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、竣工検査までにアンケートに回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット側 PC 用直接リンク URL <a href="https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729">https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4729</a></li><li>・スマートフォン用 2 次元バーコード</li></ul></div>	<p>6 アンケート調査</p> <p style="text-align: right;">令和2年11月1日 試行</p> <p>・削除</p>

# 新 旧 対 照 表

島根県週休2日工事Q&A（土木部・農林水産部編）

旧	新
<p>2. 実施方法</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">令和2年9月1日 試行</p> <p>・新設</p>	<p>2. 実施方法</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">令和2年11月1日 試行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>Q 1 2 施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに現場閉所率を算定し、補正を行うのか。</p> <p>A 1 2 施工箇所ごとに判断するのではなく、1工事単位で現場閉所状況を確認し、補正を行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q 1 3 工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。</p> <p>A 1 3 工場製作は週休2日工事の補正を行いません。</p> </div>



## 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

### （趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

### （定義）

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

### （対象工事）

第3条 対象工事は、島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課を除く）が所管する全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等
- （3）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （4）対象期間内での施工期間が短い工事

なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

### （実施方法）

第4条 発注者は、公告資料に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。

4 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

### （設計変更）

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、設計変更するものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。なお、発注者は、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合
- (2) 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上  
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

(2) 補正係数

- ① 4週8休以上  
労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.06
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、現場管理費率：1.03

(提出書類の虚偽)

第9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

## 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

### （趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

### （定義）

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

### （対象工事）

第3条 対象工事は、島根県農林水産部（漁港漁場整備課を除く）が所管する全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等
- （3）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- （4）対象期間内での施工期間が短い工事

なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

### （実施方法）

第4条 発注者は、公告資料に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。

4 その他実施に当たっては、「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

### （設計変更）

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、設計変更するものとする。

(工期変更)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。なお、発注者は、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合
- (2) 特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上  
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

(2) 補正係数

- ① 4週8休以上  
労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.06
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、現場管理費率：1.03

(提出書類の虚偽)

第9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

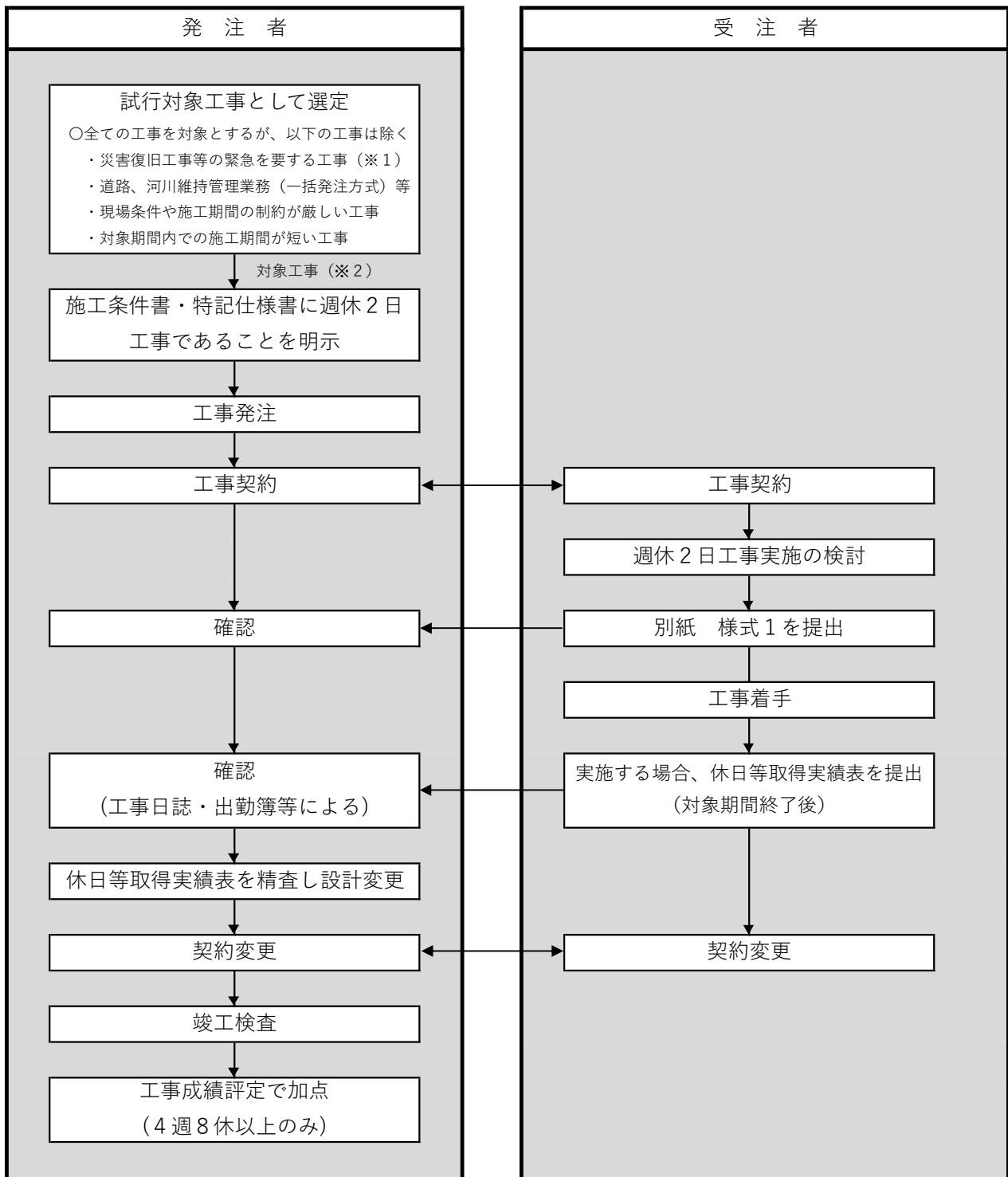
(施行期日)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

## 週休2日工事の実施フロー（土木部・農林水産部編）



※1 全ての工事とは、島根県土木部・農林水産部（建築住宅課、港湾空港課及び漁港漁場整備課を除く）が所管する工事。

※2 契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。

## 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

### 1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。

### 3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

### 4 設計変更

対象期間において週休2日を確保できた場合は、設計変更するものとする。

### 5 工事費の積算

対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

#### (1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上  
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

#### (2) 補正係数

- ① 4週8休以上  
労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.06
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、現場管理費率：1.03



## 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

### 1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当（4週6休以上）の現場閉所をすることをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。

### 3 実施報告

- (1) 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を提示し、監督職員の確認を受けなければならない。

### 4 設計変更

対象期間において週休2日を確保できた場合は、設計変更するものとする。

### 5 工事費の積算

対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

#### (1) 現場の閉所状況

- ① 4週8休以上  
現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上の場合
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の場合

#### (2) 補正係数

- ① 4週8休以上  
労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費率：1.04、現場管理費率：1.06
- ② 4週7休以上 4週8休未満  
労務費：1.03、機械経費（賃料）：1.03、共通仮設費率：1.03、現場管理費率：1.04
- ③ 4週6休以上 4週7休未満  
労務費：1.01、機械経費（賃料）：1.01、共通仮設費率：1.02、現場管理費率：1.03